17条第１項各号に掲げる方法により供給した電気に係るもの（再エネ特措法交付金相当額に係るものを除く。）に限る。）　特定需要・一般需要外部門

［略］

再エネ特措法納付金　特定需要・一般需要外部門

事業税（再エネ特措法交付金相当額に係るものに限る。）　特定需要・一般需要外部門

［略］

⑵　［略］

営業収益

電気事業営業収益

託送収益

その他託送収益　料金収入比

再エネ特措法交付金（インバランスリスク料相当額であって、認定事業者の求めに応じて、一般送配電事業者（当該一般送配電事業者が再生可能エネルギー電気卸供給約款に基づき小売電気事業者又は登録特定送配電事業者に対して電気を供給している場合に限る。）又は一般送配電事業者と再生可能エネルギー電気卸供給約款に基づく契約を締結している小売電気事業者若しくは登録特定送配電事業者が当該認定事業者が維持し、及び運用する認定発電設備の発電に係る電気の量の見込みを設定しているとき並びにみなし認定事業者の求めに応じて、一般送配電事業者又は小売電気事業者若しくは登録特定送配電事業者が当該みなし認定事業者が維持し、及び運用する当該認定に係る再生可能エネルギー発電設備の発電に係る電気の量の見込みを設定しているときに係るものに限る。）　発受電量比

［略］

営業費用

電気事業営業費用

接続供給託送料（インバランスに係る費用に限る。）　発受電量比

電源開発促進税　販売電力量比

事業税（再エネ特措法交付金相当額に係るものを除く。）　料金収入比

［略］

［削る］

４．２．により整理された接続供給託送料に係る額から、３．により整理された接続供給託送料を控除した額のうち、特定需要に係るものを特定需要部門の欄に、非特定需要に係るものを一般需要部門の欄に整理すること。

５　［略］

⑴　［略］

①　直近の託送供給等約款の認可等に当たり、旧託送料金算定規則第９条第３項又は託送料金算定規則第９条第３項において算定した総離島供給費に旧託送料金算定規則第３条第１項又は託送料金算定規則第９条第１項第５号において算定した離島供給費に係る販売費を加えて得た額から、旧託送料金算定規則第７条第１項又は託送料金算定規則第７条第１項

［略］

再エネ特措法納付金　特定需要・一般需要外部門

［新設］

［略］

⑵　［略］

営業収益

電気事業営業収益

託送収益

その他託送収益　料金収入比

［新設］

［略］

営業費用

電気事業営業費用

［新設］

電源開発促進税　販売電力量比

［新設］

［略］

⑶　次に掲げるものを、次の比率により、特定需要部門、一般需要部門及び特定需要・一般需要外部門の欄に配分することにより整理すること。

営業費用

電気事業営業費用

事業税　料金収入比

４．２．により整理された接続供給託送料に係る額のうち、特定需要に係るものを特定需要部門の欄に、非特定需要に係るものを一般需要部門の欄に整理すること。

５　［略］

⑴　［略］

①　直近の託送供給等約款の認可等に当たり、旧託送料金算定規則第９条第３項又は託送料金算定規則第９条第３項において算定した総離島供給費に旧託送料金算定規則第３条第１項又は託送料金算定規則第３条第１項において算定した離島供給費に係る販売費を加えて得た額から、旧託送料金算定規則第７条第１項又は託送料金算定規則第７条第１項におい